

うるま市育英会学資金貸費制度

1. うるま市育英会の目的

うるま市育英会は、「優秀な学生で経済的理由によって修学困難な者に対し育英資金を貸費し、有為な人材を育成すること」を目的としています。

2. 受付期間

毎年4月1日～4月30日（土日祝祭日を除く）

3. 応募資格

- ① 本人又は保護者が本市に住所を1年以上有する者
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院及び短期大学含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程のみとし、修業年限2年以上に限る。）及び高等学校（本市島嶼地域出身高校生に限る。※）並びに大学校及び海外大学（大学院及び短期大学を含む。）に在学する者
※本人又は保護者の現住所が島嶼地域にある方とする。
- ③ 学業・操行とも優秀で、かつ経済的理由により修学が困難と認められる者
- ④ 貸費した奨学金の償還義務を確実に履行できる者
※貸費決定後、連帯保証人を立てていただくことになります。

4. 学資金貸費額 学資金は無利息で貸費されます。

種 別	貸費額（月・年額）	
県外大学・大学院・短期大学・専修学校・大学校	5万円（年額60万円）	
県内大学・大学院・短期大学・専修学校・大学校	3万円（年額36万円）	
県外高等専門学校	本科（1年次～3年次） （4年次、5年次） 専攻科（1年次、2年次）	3万円（年額36万円） 5万円（年額60万円） 5万円（年額60万円）
県内高等専門学校	本科（1年次～3年次） （4年次、5年次） 専攻科（1年次、2年次）	1万5千円（年額18万円） 3万円（年額36万円） 3万円（年額36万円）
高等学校（本市島嶼地域出身高校生に限る）	1万5千円（年額18万円）	
海外大学・大学院・短期大学等	4万円（年額48万円） 5万円（年額60万円） 6万円（年額72万円）	
※ただし、語学プログラム（ESLプログラム等）のみを受講する者など、非正規の学生は貸費対象外	の中から貸費生が選択	

5. 貸費期間

貸費する期間は、原則として貸費生として採用されたときからその者の在学する学校の最短修業の終期とします。

6. 貸費金の交付日

貸費金の振込は年3回、4ヶ月分ずつ振り込みます。(指定金融機関：沖縄県農業協同組合)
振込日が土日祝祭日の場合は、前営業日に振り込みとなります。

第1回：4月～7月分・・・7月上旬

第2回：8月～11月分・・・9月上旬

第3回：12月～3月分・・・12月上旬

※海外の学校へ在籍している方への振込月は、在学校の始業月を考慮し、設定します。

7. 貸費の継続

次年度以降も継続して貸費を受けたいときは、「貸費申請書（継続）」・「在学証明書（進級後のもの）」・「成績証明書」・「貸費生状況調査書」を提出してください。

毎年4月は継続申請の受付期間です。手続きは必ず4月中（土日祝祭日は除く）に行ってください。

海外の学校に在学の場合は日本の学校とは入学・進級時期が異なるため、継続受付期間が異なります。海外の学校に在学している方は、進級後、速やかに上記書類を提出してください。

※継続申請がない場合は、貸費終了となりますので、継続希望の場合は、必ず申請手続きを行ってください。貸費を辞退したい場合は、「異動届出書」を提出してください。

8. 貸費の廃止

貸費生が次の事項に該当したときは、貸費を廃止し指定する方法によって貸費金を償還することになります。

- ① 学業成績又は操行が良好でないとき。
- ② 社会の秩序に反した行為があったとき。
- ③ 退学したとき。
- ④ 傷病・疾病のため成業の見込みがないとき。
- ⑤ 本会の貸費金を必要としなくなり、これを辞退したとき。
- ⑥ 貸費生及び保護者とも、本市に住所を有しなくなったとき。
- ⑦ 提出書類に虚偽が判明したとき。
- ⑧ 選定当時の学校を届出なく変更、または転科したとき。

9. 貸費の休止及び停止

- ① 貸費生が休学したとき、または貸費継続の必要書類の提出がない場合は、貸費金の交付を休止します。
- ② 貸費生が停学処分を受けたときは、貸費金の交付を停止します。

10. 異動の届出

貸費生または連帯保証人（保護者含む）が次の事項に該当したときは、うるま市育英会へ連絡後、異動届出書（第7号様式）を提出してください。

- ① 貸費生または連帯保証人（保護者含む）の氏名、住所その他申請当時の内容に変更があったとき。
- ② 連帯保証人を変更するとき。
- ③ 本会の貸費を辞退したいとき。
- ④ 貸費生が、退学、休学、復学、転学または転科したとき。
- ⑤ 貸費生が停学または退学の処分を受けたとき。
- ⑥ 貸費生の操行が良好でない、または社会の秩序に反した行為をしたとき。
- ⑦ 貸費生が禁固以上の刑に処せられたとき。
- ⑧ 貸費生が傷病・疾病などのため成業の見込みがないとき。
- ⑨ 貸費生が死亡したとき。

11. 貸費金の償還

- ① 償還は、卒業（退学含む）の翌月から6ヶ月後より開始となります。
- ② 毎月の償還金額は、貸費金額が月額5万円以上の場合は月々2万円、貸費金額が月額5万円未満の場合は月々1万円となります。
(やむを得ない理由により規程の月額による償還が難しい場合は、ご相談ください。)
- ③ 償還金は、一部または全額を繰上償還することができます。
- ④ 毎月の償還方法は、原則貸費金を交付する際に使用した通帳（農協）からの口座引落となりますので、卒業後も解約しないようお願いします。

12. 償還の免除及び猶予

貸費生が次の事由に該当する場合には、理事会の承認により償還金の免除又は一時的に猶予することができます。

- ① 義務履行中の死亡、または障がい者となり、あるいは疾病のため就業することができない場合。
- ② 貸費終了後、引き続き学生であるとき、または特別な事情等により償還が困難な場合。

13. 督促について

貸費金の償還が滞った場合、「うるま市育英会償還金滞納整理事務取扱要領」に基づき、下記のとおり督促を行います。

- ① 4ヶ月滞納した場合・・・本人へ督促
- ② 6ヶ月滞納した場合・・・本人及び連帯保証人（保護者）へ督促
- ③ 上記②以後、償還の無い方は、連帯保証人（保護者以外）への督促となります。

※連帯保証人は貸費生と同等の返済責任があります。

貸費生の償還状況によっては、連帯保証人の方へ請求が行われる場合がありますので、ご留意ください。

※連帯保証人が疾病・死亡等で変更の必要がある場合、必ず育英会へ連絡をお願いします。

ご協力をお願いします

償還金は、皆様の後輩になる新たな貸費生を採用していく大切な資金となります。

償還がスムーズに行われないと後輩への貸費に重大な支障をきたすこととなります。

償還については、在学中から責任を自覚し、期間内に償還するよう心がけてください。



提出書類一覧

次に掲げる事由が生じたときは、それぞれ該当する書類を速やかに提出してください。
様式については、うるま市育英会ホームページにてダウンロードも可能です。

事 由	提出様式	添付書類
申 請	<ul style="list-style-type: none"> ・貸費申請書（第1号様式） ・推薦書（第2号様式） 	住民票謄本 所得・課税証明書 学業成績証明書 在学証明書
決 定	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（第4号様式） ・貸費金借用書（第5号様式） ・口座登録申請書 	印鑑証明書 預金通帳の写し
継 続 ※毎年4月に行う	<ul style="list-style-type: none"> ・貸費申請書（第1号様式） ・貸費生状況調査書 	在学証明書 学業成績証明書
交付休止・停止	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届出書（第7号様式） 	
免 除	<ul style="list-style-type: none"> ・貸費金償還猶予・免除申請書（第11号様式） 	免除事由により添付書類が異なります。詳しくは育英会まで問い合わせください。
猶 予	<ul style="list-style-type: none"> ・貸費金償還猶予・免除申請書（第11号様式） 	在学証明書
異動の届出 ※状況変更、保証人変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届出書（第7号様式） 	異動事由により添付書類が異なります。詳しくは育英会まで問い合わせください。

※上記の他に書類の提出を求める場合があります。

※住民票及び所得課税証明書の発行については、窓口申請に来る方の身分証明書や印鑑、また代理申請の場合には委任状なども必要になる場合があります。
詳しくは、各種証明書の発行窓口（市民課）へご確認ください。

問い合わせ先

〒904-2292

うるま市みどり町一丁目1番1号 西棟3F

うるま市育英会（うるま市教育委員会 教育総務課内）

TEL 923-7111 / FAX 923-7145